

第199回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和3年4月23日（金）

午前10時から午前11時10分まで

場 所：県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第198回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議案審議（2件）

議案第2378号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

議案第2379号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

4 その他

宮城県の復興まちづくりについて ～東日本大震災から10年の取組み～

5 閉 会

○出席委員

伊藤 恵子	株式会社はなやか代表取締役
内田 美穂	東北工業大学工学部教授
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
佐藤 美砂	弁護士
志水 田鶴子	仙台白百合女子大学准教授
千葉 琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授
山田 理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉田 朗	東北芸術工科大学教授
内田 幸雄	農林水産省東北農政局長（代理）
亀山 秀一	国土交通省東北運輸局長（代理）
梅野 修一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
千野 啓太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊藤 康志	宮城県市長会会長（大崎市長）（代理）
佐藤 仁	宮城県町村会会長（南三陸町長）（代理）
庄田 圭佑	宮城県議会議員
柘 和也	宮城県議会議員
鈴木 勇治	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
大橋 昭太郎	宮城県町村議会議長会会長（美里町議会議長）

（以上19名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2378号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について
- ・議案第2379号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開 会

○事務局（星都市計画課総括課長補佐） ただいまから第199回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（星都市計画課総括課長補佐） はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、18名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。小野田委員におかれましては、御都合により、若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様にお願いが3点ございます。まず1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言以外の時は、常にマイクをミュートの状態にしてください。次に2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、事務局側で一時的に全委員のミュートを解除しますので、議長の採決の問いかけに対し、御異議の有無について御発声ください。その後のミュート設定についても、事務局側で一斉に行います。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧までそのままお待ちください。

続きまして、本日の配布資料についてですが、委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で8種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、参考資料、表紙に「宮城県の復興まちづくりについて」と書かれた資料、都市計画審議会条例、都市計画審議会議事運営規則、最後に、第198回審議会議事録でございます。よろしいでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくをお願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○舟引議長 それでは本日もよろしく願います。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。千葉琢夫委員と庄田圭佑委員をお願いいたします。

2 報告（第198回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○舟引議長 次に、第198回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 4月に都市計画課長を拝命しました中嶋でございます。よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、前回議案の処理について報告いたします。お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回、第198回の審議会におきまして、議案第2377号「石巻広域都市計画道路の変更について」の1件を御審議いただきました。議案第2377号については、処理結果の欄に記載のとおり、令和3年2月12日の告示により、全ての手続きを完了しております。前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はございませんか。

（「なし」の声あり）

○舟引議長 それでは、以上で第198回の審議会における議案の処理結果についての報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2378号、議案第2379号の2件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2378号「宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2378号 宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

○事務局（中嶋都市計画課長） 議案書の4ページをお開き願います。本議案は、当審議会において、Web会議システムを利用した会議の開催について明確化するため、会議の運営方法を定めている宮城県都市計画審議会議事運営規則の一部改正を行うものです。5ページを御覧ください。はじめに、改正内容について説明いたします。

本ページに記載のとおり、新たな第4条として、Web会議システムを利用した会議の開催の1条を加えるものです。各項について説明します。第1項は、Web会議システムを利用して会議に出席できることを明示するものです。次に、第2項は、Web会議システムによる出席又は議事の採決は、対面方式と同様に取り扱うとするものです。第3項は、Web会議システムの特性を踏まえまして、ネットワークの不調により、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合に退席したものとみなすものです。第4項は、Web会議システムで出席する際の周辺環境について、第5項は非公開で行われる場合の会議に関して、それぞれ定めるものです。次に、改正理由について説明します。まず、議案書4ページの参考を御覧ください。これまで、当審議会の会議を開催する場合には、都市計画審議会条例第5条の規定に基づき会長が招集し、委員にお集まりいただき対面で開催してきたところです。5ページ下段を御覧ください。昨今、各所でWeb会議システムを利用

できる環境が整ってきていることや、新型コロナウイルス感染症拡大防止に大変効果的な手法であることから、当審議会においてもWeb会議システムを利用した会議の開催について、規則の一部を改正するものです。6ページ及び7ページには、改正内容の対照表を掲載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第2378号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(議案説明の途中、Web会議システムにより小野田委員が出席)

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

○大橋委員 今回の規則改正の趣旨は、Web会議システムを利用した出席等についても、審議会条例第5条の規定と同様に扱うものと理解します。ただ、例えば、審議会議事運営規則第6条において、審議の方法は「委員が議案について討議し、最後に表決に付す」とされていることから、Web会議システムを利用した審議においても、同様に明確化する必要はあるのでしょうか。

○舟引議長 事務局、説明願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 新たに設ける規則第4条は、Web会議システムによる出席又は議事の採決を通常の対面式の会議と同様に扱うこととするものであります。このため、Web会議システムを利用する場合であっても、審議の方法は既に定まっている規則の規定が適用されることとなり、また、審議の方法以外の事項も通常の対面式の会議と同様に扱うこととなりますので、審議や進行等の全般にわたる扱いを包含する規則の改正となっております。以上です。

○舟引議長 大橋委員、いかがでしょうか。

○大橋委員 Web会議システムによる審議の方法に関して、特別の定めを必要としない規定になっていると理解してよろしいでしょうか。

○舟引議長 事務局、どうぞ。

○事務局（中嶋都市計画課長） そのとおりです。

○舟引議長 大橋委員、どうぞ。

○大橋委員 承知しました。

○舟引議長 Web会議システムを利用した場合でも、採決などはこれまでどおりに扱うということ

です。今回の規則改正は、Web会議システムを利用した場合の規定を新たに設けるものですが、意思決定の方法は変更することはないと理解していただくようお願いします。

この他、御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第2378号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2378号：原案のとおり承認する。(賛成19名、反対0名)

議案第2379号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

○舟引議長 次に、議案第2379号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局(中嶋都市計画課長) それでは、議案第2379号について説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。仙塩広域都市計画区域区分の変更についてでございます。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域とに区分することをいいます。

参考資料の1ページを御覧ください。仙塩広域都市計画区域においては、昭和45年8月に区域区分を定めており、その後7回の見直しを行っております。この区域区分は、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に定めており、都市計画区域について定められる都市計画については、当該方針に即したものとしなければならないとされております。

次に、黒色の四角の1番目、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成」を御覧ください。「1. 都市計画の目標」につきましては、基本的事項として、目標年次や都市計画区域の範囲及び規模、都市づくりの基本理念、基本方針を定めております。「2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」につきましては、区域区分の決定の有無や区域区分を定める際の方針を定めるとともに、市街化区域の概ねの規模を推計するもので、将来人口の規模や産業の規模をここに定めております。「3. 主要な都市計画の決定の方針」につきましては、土地利用や都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針を定めています。

黒色の四角の2番目、「区域区分の方針」の(2)の「①人口の規模」につきましては、将来における市街化区域の概ねの人口を、表に記載のとおり、令和7年には、140万4,000人、平成27年の現況値の139万5,000人から9,000人増加すると推計しております。「②産業の規模」につきましては、将来の概ねの産業規模を、表に記載のとおり、製造品出荷額等は、令和7年には2兆5,315億円、平成27年の現況値の2兆857億円から4,458億円増加すると推計しております。

参考資料の2ページを御覧ください。「区域区分を変更する場合の方針」につきましては、先程の「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の構成の「3. 主要な都市計画の決定の方針」に計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針を定めており、特定保留地区と一般保留地区に区分しております。

丸の1番目、特定保留地区とは、関係機関との一定の調整が完了し、事業を行う位置、目的及び規模が確定しており、事業の実施が確実になるなどの条件を満たした段階で市街化区域へ編入を行う地区、及び既存の市街化区域に連担し、東日本大震災復興特別区域法などにより既に市街地が形成されている地区であり、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」には、市街化区域編入予定地区として位置づけております。本議案において、市街化調整区域から市街化区域に変更する3地区のうち2地区がこの特定保留地区であり、東日本大震災復興特別区域法により既に市街地が形成されている、表中の赤色アンダーラインの名取市閑上地区と美田園北地区が該当します。

丸の2番目、一般保留地区とは、事業を行う必要性和概ねの位置が決まっている地区で、具体的な開発計画等が確定するなど、条件を満たされた段階で、関係機関との調整を行った上で、市街化区域へ編入する地区です。本議案の残り1地区は、この一般保留地区であり、事業実施が確実となった、枠内の赤色アンダーラインの富谷市のものづくり産業を支える産業地の形成を図る地区になります。

それでは本議案の変更内容について説明します。

議案書の9ページを御覧ください。仙塩広域都市計画区域区分の変更の計画書です。今回の変更は、「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」に記載のとおり、市街化調整区域から市街化区域に変更するものです。「2 人口フレーム」ですが、区域区分変更後の令和7年における都市計画区域内人口、市街化区域内人口及び市街化区域に配分する人口、市街化区域編入を保留する人口をそれぞれ示しております。表の上から2番目の市街化区域内人口のうち令和7年には、市街化区域に配分する人口を140万1,000人とし、市街化区域編入を保留する人口を3,000人としております。「3 変更の理由」ですが、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に、計画的な市街地整備の見通しがある区域等を位置付け、一定の条件を満たす場合に市街化区域へ編入することとしており、名取市の閑上地区及び美田園北地区は、東日本大震災により甚大な被害を受けた名取市沿岸部の復興のため、名取市震災復興計画に基づき、被災市街地復興土地区画整理事業等により市街地が形成されたこと、また、富谷市の高屋敷西地区は、土地区画整理事業を実施する確実性が得られたことから、今回、市街化区域へ編入し、良好な市街地の形成を図るものです。

議案書の10ページを御覧ください。区域区分の変更の総括図です。オレンジ色で旗揚げしている地区が市街化区域に編入する地区となり、先程の3地区となります。また、参考に示させていただいておりますが、緑色の旗揚げで示している地区が、仙台市決定の仙台市愛子地区となります。なお、当地区につきましては、今年3月の仙台市都市計画審議会で審議され、承認されたと伺っております。

議案書の11ページを御覧ください。区域区分変更地区位置図として、閑上地区と美田園北地区の拡大図を示しております。参考資料3ページも併せて御覧ください。まず、東日本大震災復興特別区域法について説明いたします。東日本大震災復興特別区域法は、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図り、復興の円滑かつ迅速な推進と、活力ある日本の再生に資することを目的に、平成23年12月に施行されております。

黒色の四角の「3つの計画」ですが、特別区域法は、「復興推進計画」、「復興整備計画」、「復興交付金事業計画」の3つの計画と各種の特例措置から構成されております。このうち、復興整備計画は復興整備事業を迅速に行うため、許可の特例や新たな事業制度の活用、手続きのワンストップ化などを受けるための計画となっております。資料下段を御覧ください。復興整備計画における土地利用再編の特例ですが、上のオレンジ色の囲いを御覧ください。事業に必要な許可の特例等として、①の「事業実施のために必要な許可が得られない」、②の「事業実施のためには、複数の許可が必要」といった現状課題に対しては、右側の赤色のアンダーラインで示しておりますが、市街化調整区域における開発行為あるいは農地転用等についての特例的な許可や事業に必要な複数の許可手続きをワンストップで処理することを可能としております。下のオレンジ色の囲いを御覧ください。「新しいタイプの事業制度の創設」といたしまして、③の「住宅地と農地が混在するなど被災地の実態に即した事業手法が必要」といった現状課題に対しては、「市街化調整区域でも土地区画整理事業が実施可能」としております。今回、市街化区域へ編入する名取市の閑上地区及び美田園北地区は、これらの特例を活用し整備されたものです。

次に、名取市の復興まちづくりについて説明いたします。

参考資料の4ページを御覧ください。名取市の復興整備事業総括図を今回の都市計画審議会用に一部加工したものです。参考資料を横にして見ていただき、図面上が北となります。図面中央付近で市街地を上から下へ通っているのが国道4号、その右側、市街化調整区域を右上から左下に通っているのが仙台東部道路です。図面右上を斜めに流れるのが名取川で、河口部には閑上漁港があります。図面右上から下に通っている黄色の太線が高盛土道路等による2次防御ラインです。図面右側の青色のハッチの区域が防災集団移転促進事業の移転元地となり、ここからの青色の矢印の先などが移転先地となります。

名取市は、沿岸地域の土地利用の方針として、1次防御ラインの海岸堤防や2次防御ラインの高盛土道路等の設置を踏まえ、1次防御ラインから2次防御ラインの間は、居住を制限し、地域の産業の再生と新たな産業を誘導するゾーンに、2次防御ラインから仙台東部道路の間は、津波や内水対策を講じながら居住機能を再建するゾーンに位置づけ、復興を進めてきました。

右上の閑上地区を御覧ください。赤色の点線の区域が、被災市街地復興土地区画整理事業の区域です。図面中央に旗揚げで示しているのが、美田園北地区の防災集団移転促進事業の区域で、沿岸部で被災を受けた地区の移転先地として整備された地区です。

議案書の11ページ上段を御覧ください。参考資料の5ページも併せて御覧ください。参考資料上段、航空写真に赤色の線で囲っている区域が今回編入する区域です。下段を御覧ください。閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画図となります。名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域は、名取市の東端、震災前の閑上地区の市街化区域の全域と、一部市街化調整区域を含んだ区域となっております。

当地区の市街地は、東日本大震災の津波で甚大な被害を受け、地区内の約2,000戸のほとんどが全壊・半壊となったほか、小中学校や公民館が壊滅的被害を受けました。こうしたことから、名取市震災復興計画では、「津波被害を教訓に災害に強いまちを再構築することはもちろんのこと、地区全体で防災力を高め、安心して暮らせるまちを現地再建していくこと」としており、この方針に基づき、平成25年度から原位置で被災市街地復興土地区画整理事業を進め、事業が完了したことから、市街化区域に編入するものとなります。面積は、18.9haとなります。

議案書の11ページ下段を御覧ください。区域区分変更位置図に美田園北地区の拡大図を示しております。参考資料の6ページも併せて御覧ください。参考資料上段、航空写真に赤の線で囲っている区域が今回編入する区域です。下段を御覧ください。こちらは、防災集団移転促進事業の土地利用計画図となります。当地区は、仙台空港アクセス鉄道的美田園駅に近く、市街化区域と隣接した地区であり、名取市震災復興計画に基づき、沿岸部で被災を受けた地区の移転先地として、名取市が平成24年度に開発許可を得て、整備を進め、事業が完了したことから、市街化区域に編入するものです。面積は、6.5haとなります。

議案書の12ページを御覧ください。区域区分変更位置図として、富谷市の高屋敷西地区の拡大図を示しております。参考資料の7ページも併せて御覧ください。参考資料上段、現況写真の赤色の線で囲っている区域が市街化区域に編入する区域です。参考資料は下段を御覧ください。土地利用計画図です。高屋敷西地区は、国道4号や仙台北部道路富谷インターチェンジに近接している交通利便性を活かし、富県宮城の実現に向けて産業地の形成を図る地区として位置づけられており、令和3年度から、土地区画整理事業の実施を予定している地区です。面積は約34.3haとなります。

以上で、議案第2379号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

枡委員、どうぞ。

○枡委員 富谷市の高屋敷西地区は、事務局の説明では本年から土地区画整理事業が開始されるということでしたが、計画として事業の終了年度は決まっているのでしょうか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 事業の終了年度につきましては、今後、事業認可の際に事業者が定めることになっていると伺っています。このため、現段階では終了年度は明確になっておりません。

○舟引議長 枡委員、どうぞ。

○枡委員 ありがとうございます。

○舟引議長 千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 まず、土地区画整理事業や開発行為の範囲と市街化区域編入の範囲は重なっているのでしょうか。参考資料の7ページでは、富谷市の高屋敷西地区は事業範囲と市街化区域編入の範囲が異なっているように見えますが、その理由は为什么呢。次に、高屋敷西地区の土地利用は産

業系ということですが、具体的な業種は決まっているのでしょうか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） はじめに、参考資料の5ページ下段の土地利用計画図を御覧ください。閑上地区の市街化区域に編入する範囲は赤色の線の部分で、土地区画整理事業が実施された範囲につきましては黒色の線の部分です。次に、7ページ下段の土地利用計画図を御覧ください。高屋敷西地区の市街化区域に編入する範囲と土地利用計画の範囲の違いについてですが、市街化区域編入地区である赤色の線より外の東側が元々法面であり、この部分を含めて事業を行うことになっております。最後に、高屋敷西地区に立地予定の業種につきましては、進出予定企業が数社ございまして、セラミックス製造や食品製造業となっております。

○舟引議長 高屋敷西地区の土地利用に関する説明が分かりにくいですが、市街化区域編入地区の外側の着色部分は、以前の開発の際に市街化区域に編入していたということですか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 以前の開発において法面として整備するため、市街化区域に編入したものです。

○舟引議長 千葉委員、いかがでしょうか。

○千葉委員 高屋敷西地区について確認しますが、今回は既存の市街化区域も含めて事業を行うということでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） そのとおりです。

○千葉委員 承知しました。

○舟引議長 小野田委員、どうぞ。

○小野田委員 高屋敷西地区は自然環境が豊かで、ため池は周辺の水系から見ると重要性があると思われませんが、環境影響評価や開発許可において、助言や指導はしているのでしょうか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（中嶋都市計画課長） 高屋敷西地区の市街化区域編入面積は34.3haで、この地域で開発を行う際の環境影響評価の対象面積は75ha以上であるため、当地区は環境影響評価の対象外となっております。また、保全すべき森林や希少種については、当地区の隣接地で開発を行った際の調査資料を確認したところ、該当するものはございません。

○舟引議長 小野田委員，いかがでしょうか。

○小野田委員 希少種が存在せず開発は問題ないということですが，水の問題が関わっている中で調整池を設ければ良いという20世紀的な造成になっていることはどうなのでしょう。反対しているわけではありませんが，開発の仕方に疑問があります。

○舟引議長 事務局，どうでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 当地区につきましては，地域森林計画対象民有林が約31haあります。このうち，区画整理事業により20.1haが伐採され，約11haが残ることになります。工業系の開発においては，残置森林は開発面積の25%以上を確保することとされているところ，当地区における残置森林率は約35%で25%を上回る計画となっております。

○舟引議長 小野田委員，いかがでしょうか。

○小野田委員 数字としてはそうでしょう。山地の切土は，沿岸部の復興まちづくりで数多く行われたことで土木リテラシーが培われました。当地区については，水が集まり流下する地形で，山の稜線がひだ状に密集していて北向きのため希少種は存在しないということかもしれませんが，丁寧に自然環境を扱う場所と考えます。20世紀は質的な議論はなく多くの開発を進めてきたところですが，21世紀も半ばに入ってくると，後世のためにも質的に丁寧に考えていく必要があると考えます。これは意見です。

○舟引議長 事務局，どうでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 先ほど説明しましたとおり，環境影響評価の対象にはなっておりませんが，事業者からは，事業実施に当たって希少種が確認された場合には，必要に応じて専門家の意見を聞くなど，環境に十分配慮していくと伺っております。

○舟引議長 西側の区域界はどのような基準で定めているのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 7ページの土地利用計画図では，西側の区域界は行政界で区域を区分しています。

○舟引議長 地形的な要因など，ここに行政界がある理由は分かりますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 地形的に分水嶺として行政界が定まっております。

○舟引議長 小野田委員が危惧している点ですが，西側の区域界が稜線とすると集水域は当地区だけになるため，地形で見れば大きな影響は与えないのではないかと思います。

○小野田委員 分かりました。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第2379号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2379号：原案のとおり承認する。(賛成19名, 反対0名)

○舟引議長 以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。

4 その他

○舟引議長 次に、その他として、「宮城県の復興まちづくりについて 東日本大震災から10年の取組み」を、事務局から説明願います。

○事務局(中嶋都市計画課長) 委員の皆様配布させていただいております、「宮城県の復興まちづくりについて」を御覧ください。

東日本大震災から10年が経過しました。本日は、東日本大震災からの復興としてこれまで市町で進めてきました復興まちづくりの状況等について、報告させていただきます。

1ページを御覧ください。平成23年3月1日金曜日の午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9という我が国観測史上最大規模の地震が発生し、最大震度7、東北から北関東までの広い範囲で震度6強の強い揺れを観測し、太平洋沿岸一体に大津波警報が発令されました。

2ページを御覧ください。津波被災の概況ですが、仙台湾に面する仙台港で7.2m以上、県北部のリアス海岸地域では、石巻市鮎川で7.7m以上の津波高さと推計され、志津川地区では、5階建ての病院の4階まで浸水する大きな被害が発生しました。大津波により、家屋の流失、船舶などの漂流物による衝突被害、更には流出した燃油による火災の発生などにより、これまで生活していたまちが一面がれきと化す甚大な被害となりました。

3ページを御覧ください。津波は、沿岸部を襲い、最大で海岸線から5km内陸に達し、県内の浸水域の面積は327km²となりました。これは県土の約5%となり、6県の浸水面積561km²の約60%となります。震災に伴う県内の人的被害は、死者1万567人、行方不明者1,217人、建物被害は、全壊8万3,005棟、半壊15万5,130棟でした。約24万戸の住家が全半壊し、ピーク時には1,183箇所の避難所に最大32万人あまりの方々が避難生活を余儀なくされ、また、ライフラインや物流が寸断される甚大な被害となり、県全体の被害額は約9兆969億円にのぼりました。

4ページを御覧ください。県では平成23年度から令和2年度までの10年間で復興を達成する

目標を定め、復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定しました。復興計画では、10年間の計画期間を復旧期、再生期、発展期の3期に区分し、1の「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」から10の「復興を支える財源・制度・連携体制の構築」までを、宮城県震災復興計画の10のポイントとして、単なる復旧にとどまらない先進的な地域づくり、「創造的復興」を県民や市町村と一体となり推進することとしました。

5ページの左側のグラフを御覧ください。「災害に強いまちづくり宮城モデル」は、震災前の想定レベルを青線とした場合、発展期の最後には震災前想定レベル以上の豊かさや安全・安心を得られるようにするものです。

6ページを御覧ください。「災害に強いまちづくり宮城モデル」の取組は、4つの柱と8つの取組から構成されています。

7ページを御覧ください。東日本大震災からの復旧・復興にあたり、新たな津波防災の考え方が取り入れられました。津波対策の想定津波高さを、数十年から百数十年に一度の比較的頻度の高い津波、レベル1（L1）と数百年に一度の東日本大震災のような最大クラスの津波、レベル2（L2）に区分しております。L1は、防護で人命や財産を守り、堤内における経済活動などの機能を維持することとして、L2は、減災により人命を守ることを想定しており、経済的損失の軽減や早期復旧を図り、避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて総合的な防災対策を講ずるという考え方としております。

8ページを御覧ください。東日本大震災での建物の被災状況は、急峻な山地に囲まれた狭い平地である三陸沿岸リアス地形では津波の勢いが強く、浸水深が50cm未満の浅い箇所でも建物の流出事例が確認されております。

9ページを御覧ください。なだらかな平地が連続する低平地である仙台湾沿岸低平地では、浸水深が2mを超えた地域から家屋被害が多く確認されております。

10ページを御覧ください。ただいま説明したように三陸沿岸リアス地形である三陸地域での居住エリアは、津波の威力が大きかったことから浸水域以外の高台への移転を基本としました。一方、仙台湾沿岸低平地である仙台湾南部地域では、防潮堤である一線堤に高盛土道路などの二線堤を加えた多重防御による減衰効果を踏まえ、浸水深2m以下の内陸部を居住エリアとすることを基本としました。土地の有効活用としては、浸水域に工場などの事業地を整備する職住分離を基本としました。両方の特性を有している石巻松島地域は、高台移転と多重防御+内陸移転をそれぞれの地域特性により組み合わせたまちづくりとしました。

11ページを御覧ください。各市町における復興まちづくりは、地形や多重防御機能の有無などの状況を踏まえ、高台移転や内陸移転、現位置再建を組み合わせる計画が進められました。

12ページを御覧ください。被災した宅地や市街地の再建は、被災市町等が作成する復興整備計画に基づき、東日本大震災復興特別区域法等による防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業等が進められました。

13ページを御覧ください。防災集団移転促進事業は12市町195地区で実施されました。

14ページを御覧ください。被災市街地復興土地区画整理事業は11市町35地区で実施されました。多くの地区では、土地を嵩上げして事業を行っています。津波復興拠点整備事業は8市町12地区で実施されました。

15ページを御覧ください。各事業の進捗状況です。令和2年11月には各事業全ての地区で住

宅等の建築が可能な状態となっています。

16ページを御覧ください。主に市町が整備する災害公営住宅や防災集団移転促進事業などの宅地供給の状況です。全体で8,901戸の宅地が整備されております。

17ページを御覧ください。災害公営住宅については、平成31年3月末までに21市町、312地区、1万5,823戸全てが完成しております。

18ページを御覧ください。多くの被災市町で震災以前から人口減少や高齢化が進んでおり、持続可能なまちづくりが課題となっておりました。被災市町においては、復興事業を進めるに当たって、人口流出を最小限に抑えるため、住宅の確保を最優先にしながら、復興完了後の暮らしやすさや産業・雇用を確保し、日常生活に必要な公共・公益施設を集約し、さらに観光拠点・物流施設など地域産業の再生に資する拠点の整備に取り組んでまいりました。大きな取組は、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成です。写真は、山元町のつばめの杜地区です。鉄道も含めた主要施設を中心市街地に集約し、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めています。

19ページを御覧ください。災害に強い「道路」「港湾」「空港」についてです。沿岸部の高規格道路が、「命の道として」救命活動や物資輸送に役割を果たした一方、離半島部では道路が分断され集落が孤立する事態となったことや特定ルートに物資輸送が集中し、道路機能が低下したことから、県では「はしご状」に道路を組み合わせる「ラダー型防災道路ネットワークの整備」を行っております。ネットワークを構成する主なものとしては、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道、みやぎ県北高速幹線道路、大島架橋事業等があります。

20ページを御覧ください。これまで、新市街地の整備に伴い、市街地相互の接続に必要な道路を整備してきました。復興道路には、復興まちづくりと一体となった多重防御機能を備えた高盛土道路や、避難路機能を備えた道路等も整備されております。復興交付金の道路事業は、193箇所を実施され、令和3年3月には、169箇所が完成し、うち街路事業は19箇所、その内13箇所が完成しております。用地買収の難航や事業調整等により、遅れが生じている箇所もございますが、1日も早い完了に向け、鋭意取り組んでまいります。

21ページを御覧ください。石巻市沿岸部は、多重防御機能を備えた街路整備が市の復興まちづくりと連携して進めております。

22ページを御覧ください。山元町の山下停車場線です。このように避難路機能を持たせた道路も復興まちづくりとともに進めております。

23ページを御覧ください。写真のとおり、復興まちづくりに合わせ、基盤となる道路の整備も着実に進んでおります。

25ページを御覧ください。震災以降これまでの復興まちづくりに関する宮城県都市計画審議会の開催状況です。表の1番目を御覧ください。平成24年3月に開催した第157回の審議会における名取市閑上地区の土地区画整理事業の都市計画決定に始まり、都市施設の決定や変更、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の改定、区画整理事業への意見書等、数多くの議案について御審議をいただきました。29ページまでが都市計画審議会の開催状況となります。これまでの10年間で開催された審議会は、今回を含み42回となり、このうち、33回、復興に関する御審議をいただきました。御審議をいただいた議案数は61議案に上ります。

30ページ及び31ページを御覧ください。これまでの市街化区域への編入は、20地区約387haとなっております。

32ページを御覧ください。復興まちづくりに係る都市計画道路は、復興まちづくりと連携した新たな道路網の形成のため、県決定で49路線、市町決定で80路線が新たに決定、廃止、又は変更され、多くの路線が既に皆様に利用されております。

33ページから45ページまでは、被災各市町の復興の歩みをまとめたものです。後ほど御確認いただければと思います。

46ページを御覧ください。南浜復興祈念公園については、東日本大震災により亡くなられた方々の追悼、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を目的に、宮城県と石巻市がそれぞれ公園を整備し、その中に国が国営追悼・祈念施設を設置するものです。公園につきましては、令和3年3月28日に開園となりました。コロナ禍の影響により、完成式の式典などは中止、また国営追悼・祈念施設は、当面の間は閉館となり、とても残念なことでございますが、この復興を祈念する公園が復興期間内に開園できたことは、復興の一つの節目として大変意義があり、大変喜ばしく思っております。県としては、今後、この公園を復興の象徴として、また復興への想いや東日本大震災の伝承と発信の場として活用し、次世代に震災の教訓をしっかりと伝えてまいります。

説明は以上です。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

(質疑応答なし)

○舟引議長 よろしいでしょうか。

それでは、「宮城県の復興まちづくりについて 東日本大震災から10年の取組み」の報告を終了します。このほか、事務局から、何かありますか。

○事務局（藤田土木部副部長） 議長、よろしいでしょうか。

○舟引議長 事務局、どうぞ。

○事務局（藤田土木部副部長） 副部長の藤田でございます。最後に一言御挨拶申し上げます。

東日本大震災の発生から10年目を迎えました。本県では、単なる復旧にとどまらない「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」に向け、被災沿岸市町において、内陸や高台への集団移転、職住分離、多重防御など、多くの復旧・復興事業を行ってまいりました。これら事業を進めるに当たっては大変な苦勞が伴いましたが、被災により塗炭の苦しみを味わった全ての被災者の方々のために職員一丸となって昼夜を分かたず業務に取り組み、その殆どが完成を迎えたところです。本都市計画審議会の委員の皆様には、復興まちづくりについての多くの議案を御審議いただき、また、本県の復興とその先を見据えた様々な御意見を頂戴いたしました。この場をお借りしまして、心より感謝申し上げます。今後は、復興まちづくりを通して得られた様々な経験や知見を記録誌として取りまとめ、南海トラフ地震等が想定される自治体や震災後真っ先に応援に駆けつけてくれた自治体の

方々に伝承・発信してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後も、様々なまちづくりに関する議案を御審議いただくこととなります。私たちも「みらいのための新しいまちづくり」に向けて、大きな一歩を踏み出し、様々なことにチャレンジしてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御指導賜りますよう、お願い申し上げます。

○舟引議長 このほか、事務局から、何かありますか。

○事務局（伊藤都市計画課課長補佐） 次回の開催予定について御案内します。次回は、令和3年8月6日金曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

5 閉会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（星都市計画課総括課長補佐） 以上をもちまして、第199回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和3年4月23日（金）午前11時10分 閉会